

第2次広島県再犯防止推進計画
～更生支援の推進～

《素案》

令和8年〇月
広島県

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2

第2章 再犯防止を取り巻く状況と第1次計画における取組等

1 刑事司法手続きと地域支援の流れ	3
2 犯罪・非行をした人の状況	4
3 第1次計画における取組	7
4 国の動向	10
5 考慮が必要な社会情勢の変化	10
6 注力する取組	11

第3章 計画の基本事項

1 計画の対象	11
2 基本的な考え方	11
3 将来の目指す社会像	12
4 計画の構成	13
5 注視する指標	14
6 計画のマネジメント	14

第4章 取組の方向

1 社会の理解促進・支援基盤の強化	15
◇ 目指す姿・成果指標	
(1) 社会の理解促進	
(2) 支援基盤の強化	
2 生活上の基本ニーズの確保・回復	19
◇ 目指す姿・成果指標	
(1) 住居等の確保	
(2) 保健医療・福祉サービスの利用支援等	
3 社会参画の実現	28
◇ 目指す姿・成果指標	
(1) 就労に向けた支援	
(2) 修学等の支援	

【参考資料】 32

- 1 活用できる機関・団体、制度
- 2 再犯の防止等の推進に関する法律
- 3 (国) 第二次再犯防止推進計画(概要)
- 4 更生保護法
- 5 用語解説
- 6 検討経緯

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

広島県の総合計画「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」では、「将来にわたって、「広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かった」と心から思える広島県の実現」を基本理念とし、「県民一人一人が「安心」の土台と「誇り」により、夢や希望に「挑戦」しています」を目指す姿に掲げています。

このうち、「「安心」の土台」について、県では、様々な分野で幅広い観点から取組を進めていきますが、その中に、多様性を認め合い、支え合う地域共生社会を推進していくことと、安全・安心な広島県の実現に向けた取組があります。

この計画において取り組む、犯罪・非行をした人の社会復帰に向けた支援、いわゆる“更生支援”も、こうした取組の一つに位置付くものです。

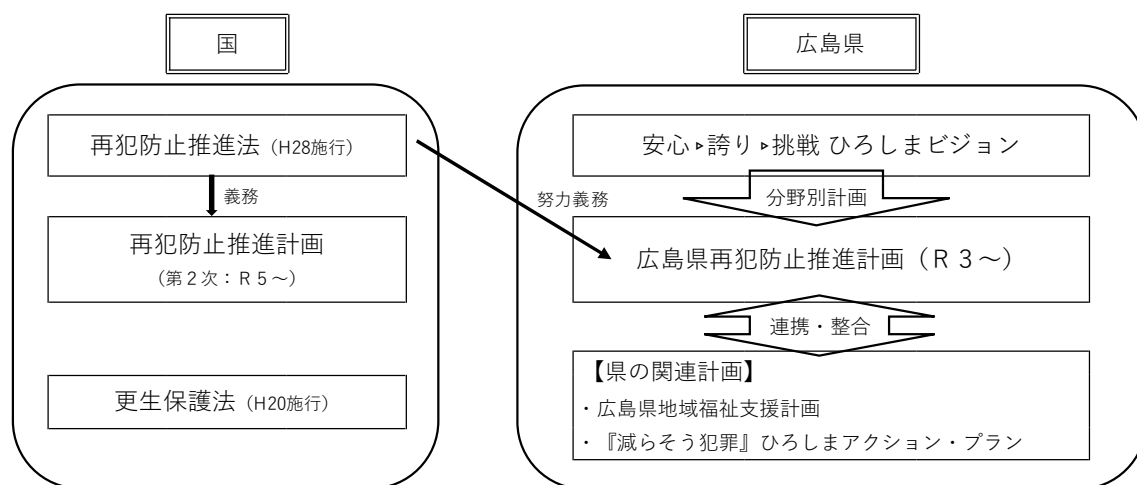
近年、広島県内の検挙者に占める再犯者の割合は約5割で推移しています。犯罪・非行をした人の現状を見ると、高齢、障害、貧困等に加え、受刑による社会との隔絶も重なるなど、様々な生活上の困難、生きづらさを抱えている人も少なくありません。

そこで、広島県では、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）の趣旨と令和3年（2021年）3月に策定した「広島県再犯防止推進計画～更生支援の推進～」（以下「第1次計画」という。）に基づいて、再犯防止に向けた様々な施策に取り組んできました。

この度、再犯防止を取り巻く状況やこれまでの取組の検証等を踏まえ、再犯防止に係る取組の更なる充実を図るため、第2次広島県再犯防止推進計画（以下「第2次計画」という。）を策定し、地域で支え合う地域共生社会と安全・安心な広島県の実現を目指します。

2 計画の位置付け

- ・ 再犯防止推進法第8条に基づく県計画
- ・ 「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」の施策領域「地域共生社会」及び「治安・暮らしの安全」に係る分野別計画



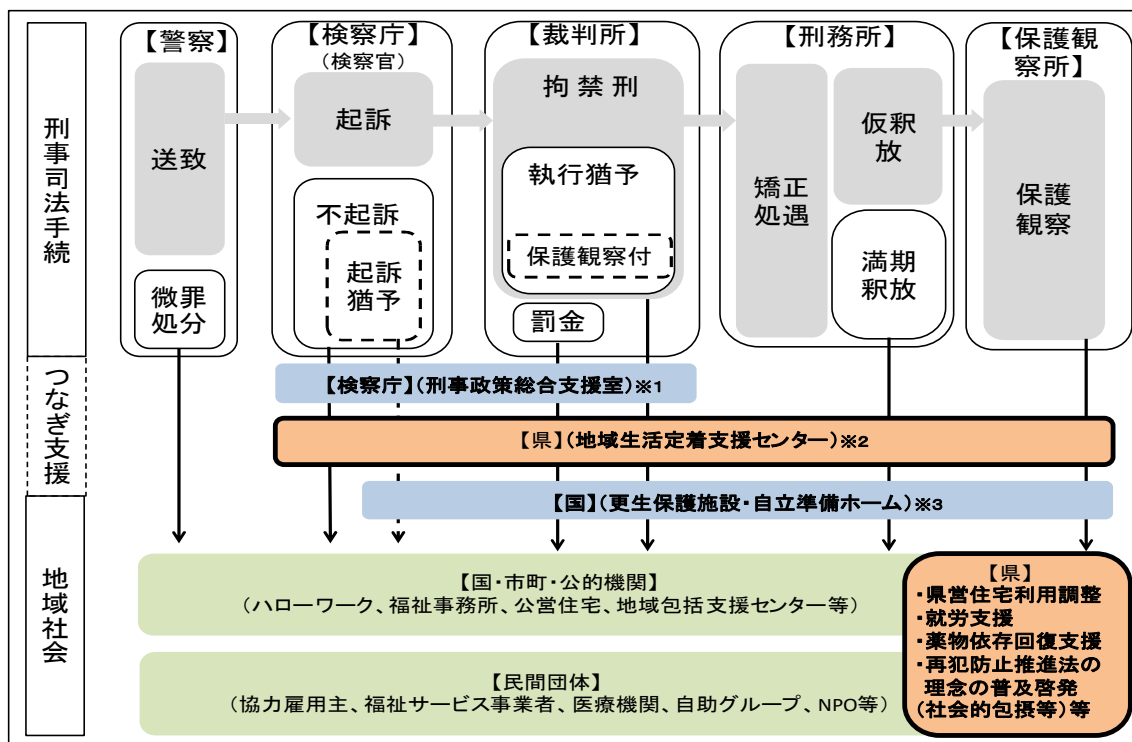
3 計画期間

令和8（2026）年度～令和12（2030）年度（5年間）

第2章 再犯防止を取り巻く状況と第1次計画における取組等

1 刑事司法手続きと地域支援の流れ

○ 現在の制度（成人）



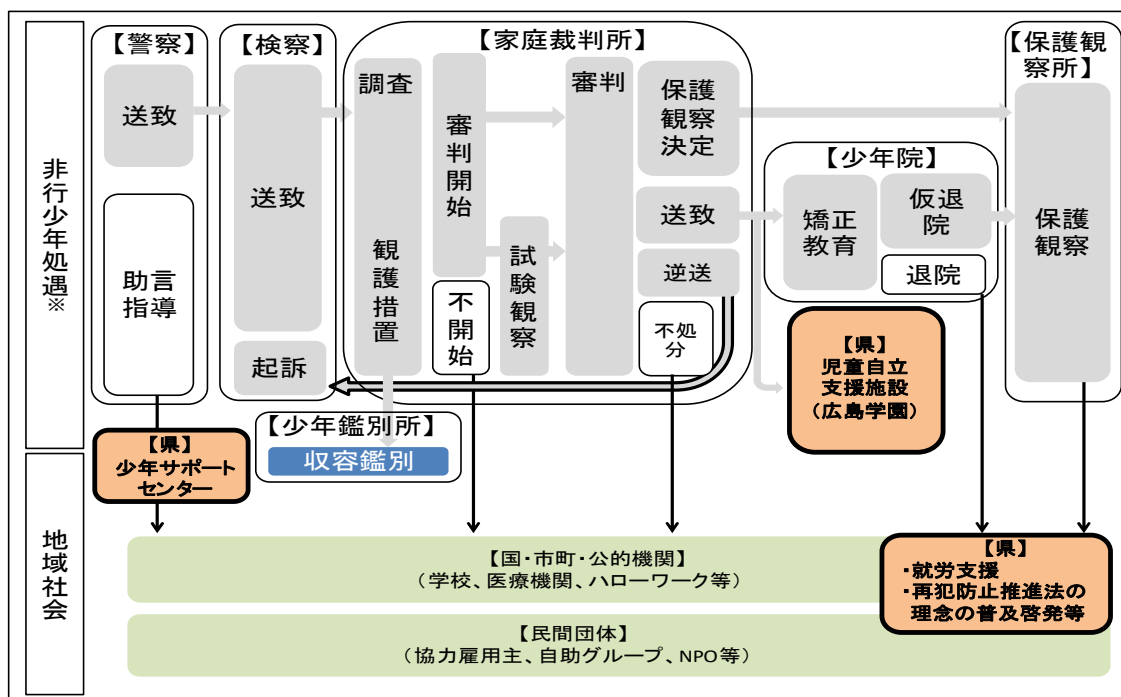
本人承諾の下、

※1 起訴猶予者等のうち、高齢・障害・住居不定等により自立した生活が困難な人に対し、福祉等の利用調整を実施

※2 刑事施設出所者、起訴猶予者等のうち、高齢・障害により自立した生活が困難な人に対し、福祉等の利用調整等を実施

※3 住居のない保護観察対象者等に対し、一定期間、宿泊場所や食事を提供

○ 現在の制度（少年）



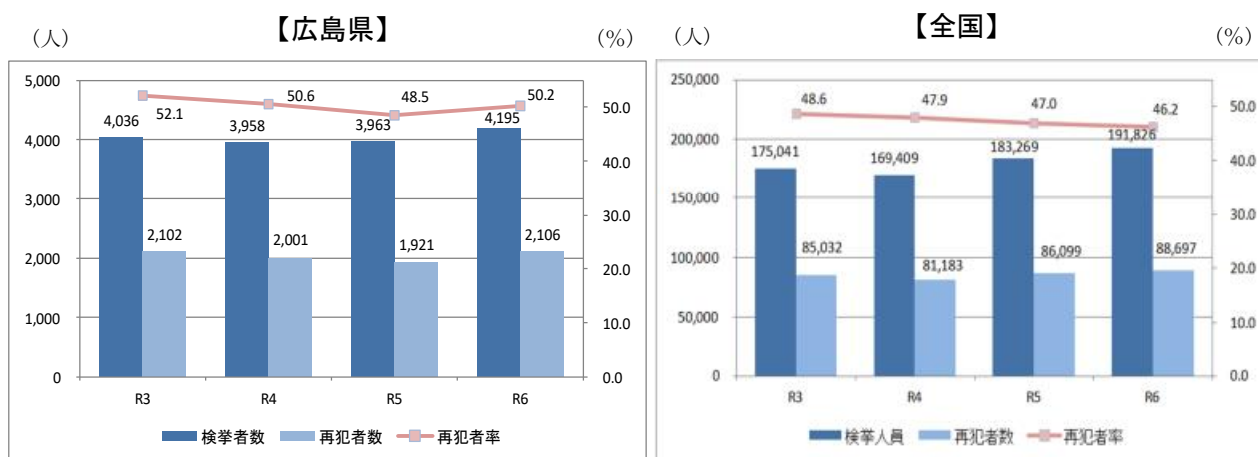
※ 14歳以上の罪を犯した少年の処遇を表す。

2 犯罪・非行をした人の状況

(1) 注視する指標の状況

ア 刑法犯検挙者中の再犯者の割合※¹

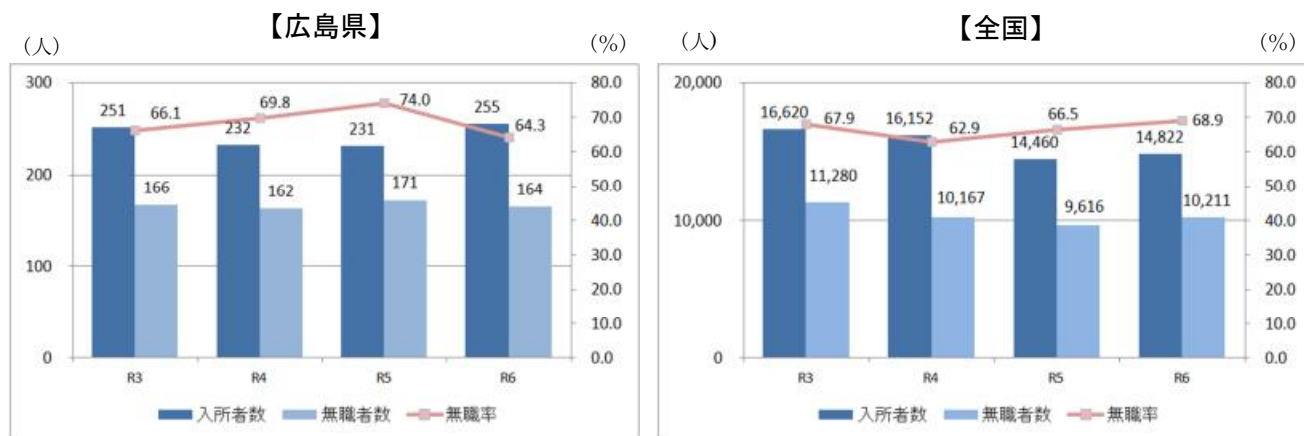
- ・再犯者数は減少傾向にありましたが、R 6 に増加に転じ、概ね年間 2,000 人前後で推移しています。
- ・再犯者率も減少傾向にありましたが、R 6 に増加に転じ、5 割程度となっており、全国平均よりも高い状況です。



※1 出典：法務省大臣官房調査

イ 刑事施設入所者のうち犯罪時に無職である割合※²

- ・無職者数は概ね横ばいです。
- ・無職率は増加傾向にありましたが、R 6 に減少に転じ、6 割程度となっており、全国平均並みです。



※2 出典：法務省矯正局調査を基に県民活動課で作成

ウ 刑事施設再入所者のうち前刑出所時に帰住先が「なし・不詳」である割合※³

- ・ 帰住先がない人は年間 20 人前後で推移しています。
- ・ 帰住先がない人の割合は増加傾向にありましたが、R 5 に減少に転じ、1 割程度となっており、全国平均を下回っています。



※ 3 法務省矯正局調査を基に県民活動課で作成

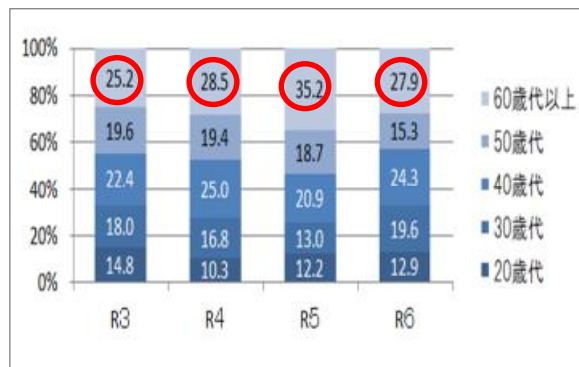
(2) 成人（刑事施設入所者）の状況※

新たに刑事施設に入所した人（受刑者）で、犯罪時の住居が広島県であった人の状況。

(刑事施設入所者の現状であり、犯罪をするに至った直接の原因を示すものではありません。)

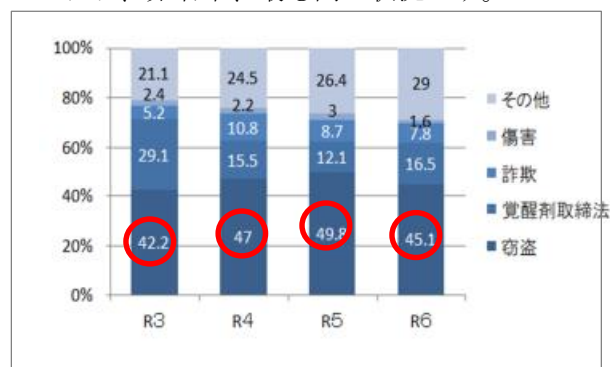
ア 年齢（割合）

60 歳以上の割合が高く、約 3 割で推移しています。



イ 罪名

「窃盗」の割合が、約 5 割で推移しており、罪名中、最も高い状況です。



※ 法務省矯正局調査を基に県民活動課で作成

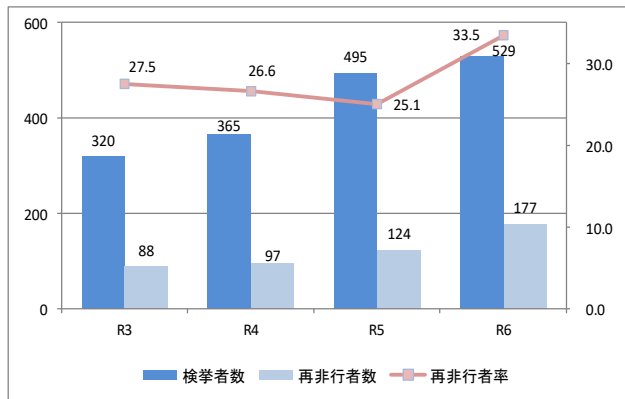
(3) 少年（少年院入院者）の状況

ア 刑法犯検挙者中の再非行少年数・再非行少年率※¹

- ・再非行少年数は増加傾向にあります。
- ・再非行少年率は減少傾向にありましたが、R6に増加に転じ、3割程度となっており、全国平均よりも高い状況です。

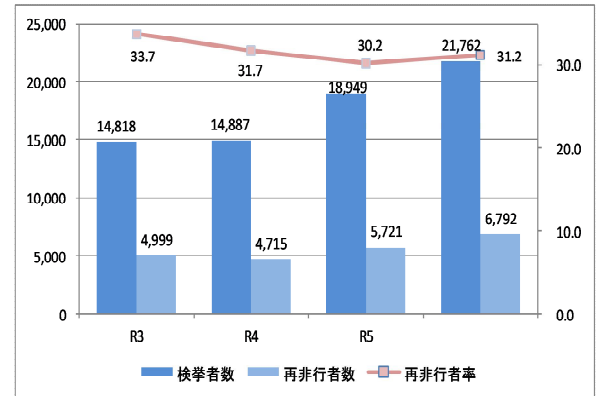
(人) 【広島県】

(%)



(人) 【全国】

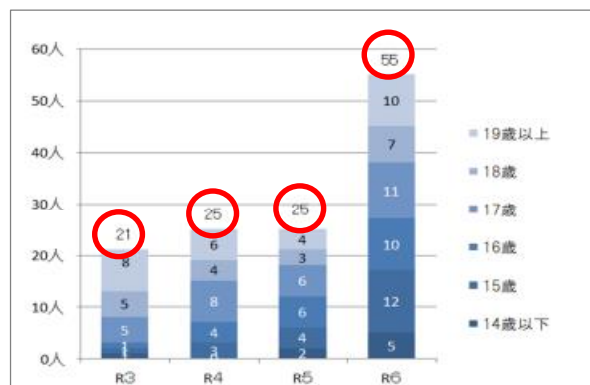
(%)



※1 出典：広島県警察本部「令和6年少年補導」
(犯罪少年(14歳以上20歳未満)の状況)

イ 年齢※²

少年院入院者数は急増しています。



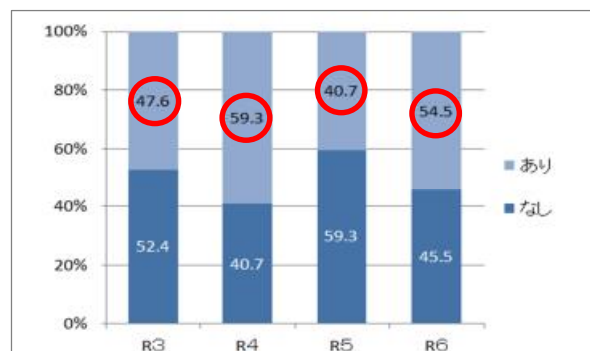
ウ 教育程度※²

「中学校卒業・高校中退」の割合が、約6割で推移しています。



エ 不良集団関係※²

関係「あり」の割合が、約5割で推移しています。



オ 罪名※²

「傷害」の割合が、約3割で推移しており、罪名中、最も高い状況です。



※2 法務省矯正局調査を基に県民活動課で作成

3 第1次計画における取組

第1次計画は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までを計画期間とし、3つの施策の柱ごとに目指す姿を定め、取組を推進してきました。

（1）施策体系

施策の柱	目指す姿	小項目
1 社会の理解促進・支援基盤の強化	犯罪をした者の生きづらさの理解が進むとともに、関係者間の情報共有等により更生支援の仕組みが確保・強化されている	(1) 社会の理解促進
		(2) 支援基盤の強化
2 生活上の基本ニーズの確保・回復	犯罪をした者への住居や福祉等サービスの提供が促進され、生活上の基本ニーズの確保・回復が進んでいる	(1) 住居等の確保
		(2) 保健医療・福祉サービスの利用支援
3 社会参画の実現	犯罪をした者の就労や修学等を通じた、社会参画の実現が進んでいる	(1) 就労に向けた支援
		(2) 修学等の支援

（2）第1次計画における主な取組

第1次計画の成果指標にかかる取組と評価・課題については、次のとおりです。

I 社会の理解促進・支援基盤の強化

（1）社会の理解促進

主な取組	「広島県再犯防止推進連絡会議」を立ち上げ、関係機関相互の連携を深めるため、情報共有などを行ったほか、市町における「地方再犯防止推進計画」の策定などを支援。		
指標名	策定時数値 (R 2)	目標値 (R 7)	実績値 (R 7)
地方再犯防止推進計画を策定した市町の数 ※他計画との一体的策定を含む	2 市	20 市町	23 市町
評価・課題	- 政策的に関連が深い地域福祉計画に包含して一体的に策定されたこともあり、全市町で「再犯防止推進計画」を策定。 - 一方、罪を犯した人の中には福祉的支援が必要にもかかわらず市町の相談窓口につながるできない人もいる。その際、国側も市町のどの窓口にも繋いでいいかわからない、市町側も窓口で相談に来た人の対応について国に問い合わせるケースがあるなど、国と市町の連携体制が課題。		

Ⅱ 生活上の基本ニーズの確保・回復

(1) 住居等の確保

主な取組	広島県居住支援協議会や居住支援を実施する民間団体の研修会等を通じて、罪を犯した人を対象とする居住支援法人※の設立を働きかけ。		
指標名	策定時数値 (R 2)	目標値 (R 7)	実績値 (R 7)
居住支援法人（保護観察対象者を対象とする）の数	1 法人	3 法人	11 法人
評価・課題	- 保護観察対象者を対象とする居住支援法人の数は 11 法人と増加し、民間の居住施設に入居できる人の割合も増加しているが、出所時に帰住先のない人は依然として 1～2 割前後で推移。 - 引き続き、居住支援法人の増加の推進を図るとともに、賃貸人の不安を軽減する情報の提供など、更なる入居促進が必要。 - 居住支援を継続的に行っていくためには、福祉政策との更なる連携など、地域の状況に応じた居住支援の実施体制の整備が必要。		

※ 居住支援法人：高齢者、障害者等住まい探しが難しい人々の民間賃貸住宅への入居をサポートする非営利法人、主な業として、物件情報の提供、入居後の見守りなど。

(2) 保健医療・福祉サービスの利用支援

主な取組	広島県地域生活定着支援センターにおいて、刑事施設出所者のうち、住居がなく、高齢または障害により自立した生活が困難な人に対して、保健医療・福祉サービスの利用調整及び調整後の対象者やサービス提供者に対する助言・再調整等を実施。		
指標名	策定時数値 (R 2)	目標値 (R 7)	実績値 (R 7)
広島県地域生活定着支援センターによる福祉等の利用調整 1 年後の地域定着率※（3 年平均）	83% (H29～R 1)	88% (R 4～R 6)	87% (R 4～R 6)
評価・課題	- 地域生活定着支援センターの支援対象となった人の 1 年後の地域定着率（3 年平均）は、令和 6 年度 80%、令和 7 年度 87%と着実に上昇していることから、同センターの取組の効果は一定程度あると捉えている。 - 引き続き、関係機関と連携して、効果的かつ適切な支援の提供に努めることが必要		

※ 一定期間内に再入所・再犯せず地域で生活している出所者数/出所し利用調整した人

Ⅲ 社会参画の実現

(1) 就労に向けた支援

主な取組	国と連携した協力雇用主の登録推進のほか、就労意欲を有しているものの自力での就労が困難な起訴猶予者等に対して、就職及び職場定着のための就労支援を実施。		
指標名	策定時数値 (R 2)	目標値 (R 7)	実績値 (R 7)
県が就労支援した人の就労継続率（就職後3か月時点）	—	90%	83%
評価・課題	・ 国の就労支援事業は矯正施設入所中や、保護観察期間中、更生緊急保護期間中のみが対象であったことから、県が ✓ 検察庁と協定締結し、勾留中の人に対する就労支援 ✓ 保護観察期間終了後や更生緊急保護期間終了後も継続した就労支援を実施した。 ・ 就労継続率は、令和3年度83%、令和4年度57%、令和5年度65%、令和6年度100%となっており、継続率の高い年度があることから、取組の効果は一定程度あると捉えている。 ・ 就職後3か月以内の早期に離職する人の中には、突然出奔してしまう人や、障害が認定されていなくても発達障害など何らかの障害があり支援当初から福祉に繋ぐべきだった人がおり、対象者の特性に寄り添った対応が必要。 ・ 就労支援に携わる機関からは、これまでの県の就労支援対象者以外の人においても支援の要望者がいることを聴き取っており、対象者の拡充が必要。		

4 国の動向

○ 第二次再犯防止推進計画（国）

犯罪・非行をした人が、地域社会の一員として地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくための環境を整備するため、国・都道府県・市町の役割が明確化されました。

また、県の役割として域内のネットワーク構築等が記載されるとともに、国においても「地域による包摂の推進」が重点課題として設定されました。

○ 更生保護法改正

拘留中の被疑者等への生活調整及び刑執行終了者等のうち、必要と認める人への援助の規定が設けられ、国の関与が拡大されました。

また、出所後等の息の長い支援を推進するため、地域援助（支援対象者が地域において必要な支援を円滑かつ継続的に受けるために必要な市町単位の連携体制）が規定されました。

5 考慮が必要な社会情勢の変化

○ 人口減少、少子・高齢化、地域コミュニティの希薄化

人口減少、少子・高齢化、未婚率の増加等により、今後、単身・高齢者のみの世帯の増大が見込まれ、地域社会において、人と人との関係性が希薄化し、犯罪・非行をした人が、抱える課題に気づかれず、孤立を強めるおそれがあります。

○ 生活・就労環境の急激な変化

SNSの普及、AI技術の発展など、デジタル技術の浸透により生活・就労環境の変化が急激に進むことが見込まれますが、受刑に伴い社会と隔絶する人にとっては順応する難しさが高まることが懸念されるとともに、支援する側も変化に対応していく必要があります。

○ 更生支援に対する社会の関心の低下

令和7（2025）年に内閣府が行った「更生保護制度に関する世論調査」によると、保護司、保護観察官、更生保護施設等更生保護に携わる人や団体などを「いずれも知らない」と答えた人の割合は18.4%、「保護司を頼まれた場合進んで引き受ける」人の割合が4.4%と、社会の興味・関心、協力意欲の低さが懸念されています。

6 注力する取組

再犯防止を取り巻く状況や、第1次計画の振り返りで見えた課題等を踏まえ、次の取組に注力していく。

(1) 刑事司法機関及び市町が連携した地域における息の長い復帰支援の推進【新規】

罪を犯した人の支援に際しての国と市町の連携不足という現状や、国の再犯防止推進計画で明確化された域内のネットワーク構築という「県の役割」を踏まえ、県が主体となって刑事司法機関と市町の福祉部局の連携を強化するため、市町における支援策検討時に刑事司法機関を参画させるなど、地域における息の長い復帰支援の体制整備に取り組む。

(2) 地域における居住支援体制の推進【拡充】

保護観察者を対象とした居住支援法人数の増加に関する取組を継続しつつ、各市町の住居・福祉部局や民間の支援団体で構成される「居住支援協議会」の設立を働きかけていく。

(3) 就労に係る相談機能の充実【拡充】

更生保護法の改正により、国の支援範囲が拡大したが、国の支援実施が未定の部分については、引き続き、県が就労支援を実施する。

加えて、起訴猶予者等や関係機関から支援要請のある人など、罪を犯した人を広く対象とし、支援対象者の実情に寄り添った様々な支援を推進する。

第3章 計画の基本事項

1 計画の対象

犯罪・非行をした人とその家族、犯罪・非行をした人の立ち直りに関わる人、及び犯罪・非行をした人を取り巻く社会の全ての構成員

2 基本的な考え方

再犯防止推進法に掲げる「基本理念」及び国の「第2次再犯防止推進計画」に掲げる基本方針を踏まえて取り組みます。

〔国の第2次再犯防止推進計画の基本方針の概要〕

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進すること。
- ② 刑事司法手続きのあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施すること。
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした人等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて施策を実施すること。
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施すること。
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成すること。

3 将来の目指す社会像

犯罪・非行をした人が、社会復帰への意欲を持ち、地域社会の理解と協力を得て、将来への希望を持って立ち直りに取り組むことができ、再び社会を構成する一員となり、犯罪被害者を生み出さない社会。

【説明文】

犯罪・非行をした人が、社会復帰への意欲を持ち・・・・・・・・・・	①
地域社会の・・・・・・・・・・	②
理解と協力を得て・・・・・・・・・・	③
将来への希望を持って立ち直りに取り組むことができ・・・・・・・・	④
再び社会を構成する一員となり、犯罪被害者を生み出さない社会・・	⑤

- ① 犯罪・非行をした人（刑法及び特別刑法により検挙された人、及び非行により検挙された人）が、自らの犯罪責任を自覚し、犯罪被害者の心情を理解した上で、社会復帰への意欲を持ち、
- ② 家族のほか、保護司、民生委員・児童委員等の身近な支援者・団体、社会生活を営む上で必要な住居・雇用の関係者、保健医療・福祉サービス、教育の提供者・機関、行政機関など犯罪・非行をした人の立ち直りに関わる人、及び犯罪・非行をした人を取り巻く社会の全ての構成員から、
- ③ 高齢、疾病、貧困、障害、厳しい成育環境等、生活における様々な困難(生きづらさ)に対する配慮や支援が受けられず、または不十分なため、その生きづらさが間接的・直接的な原因となって犯罪・非行に至ったという背景や、立ち直りへの意欲を持ち、努力している状況にあることが理解され、生きづらさや立ち直りに必要な配慮や様々な支援を受け、
- ④ 立ち直りに向けて、修学の機会や知識・技能の習得による就労の機会などがあり、地域社会において自立した生活が営めるという将来への明るい見通しを持って立ち直りに取り組むことができ、
- ⑤ 地域社会において生活基盤を持ち、社会参画を果たしている。また、これによって、繰り返し犯罪を行う人が減少することにより、犯罪被害を受ける人も減少している社会。

4 計画の構成

施策項目	取組の方向性
Ⅰ 社会の理解促進・支援基盤の強化	
(1) 社会の理解促進	・ 県・市町の取組の更生支援の視点の推援 ・ 地域の支援者の更生支援の視点の推進 ・ 県民の更生支援の関心の喚起
(2) 支援基盤の強化	・ <u>刑事司法機関及び市町の福祉部局等が連携した地域における息の長い復帰支援の推進【新規】</u> ・ 関係機関の連携強化 ・ 支援に携わる人への司法分野等の制度の理解の推進 ・ 民間ボランティアの確保・育成
Ⅱ 生活上の基本ニーズの確保・回復	
(1) 住居等の確保	・ <u>地域における居住支援体制の推進【拡充】</u> ・ 居住支援法人の増加 ・ 生活困窮者自立支援制度 ・ 公営住宅の連帯保証人要件の撤廃
(2) 保健医療・福祉サービスの利用支援等	ア 高齢者・障害のある人等の支援 ・ 被疑者等の利用調整 ・ 特別調整に該当しない利用調整 ・ 利用調整に関わる機関の連携 ・ 支援辞退者の縮減 ・ 市町、福祉サービス事業者等への周知 ・ センター業務のICT化 イ 薬物依存を有する人への支援 ・ 薬物依存を有する人の治療・回復の支援 ・ 薬物依存を有する人に対する支援情報の提供 ウ 犯罪・非行をした人の特性に応じた支援 ・ 特性に応じた支援
Ⅲ 社会参画の実現	
(1) 就労に向けた支援	・ <u>就労に係る相談機能の充実【拡充】</u> ・ 協力雇用主の業種の拡大 ・ 生活困窮者自立支援制度（再掲）
(2) 修学等の支援	・ 復学・進学に関する情報提供 ・ 学習支援の提供

5 注視する指標

「将来の目指す社会像」に近付いているかを検証していくため、各施策の項目に設定する成果指標と合わせて、次の指標の推移を注視していきます。

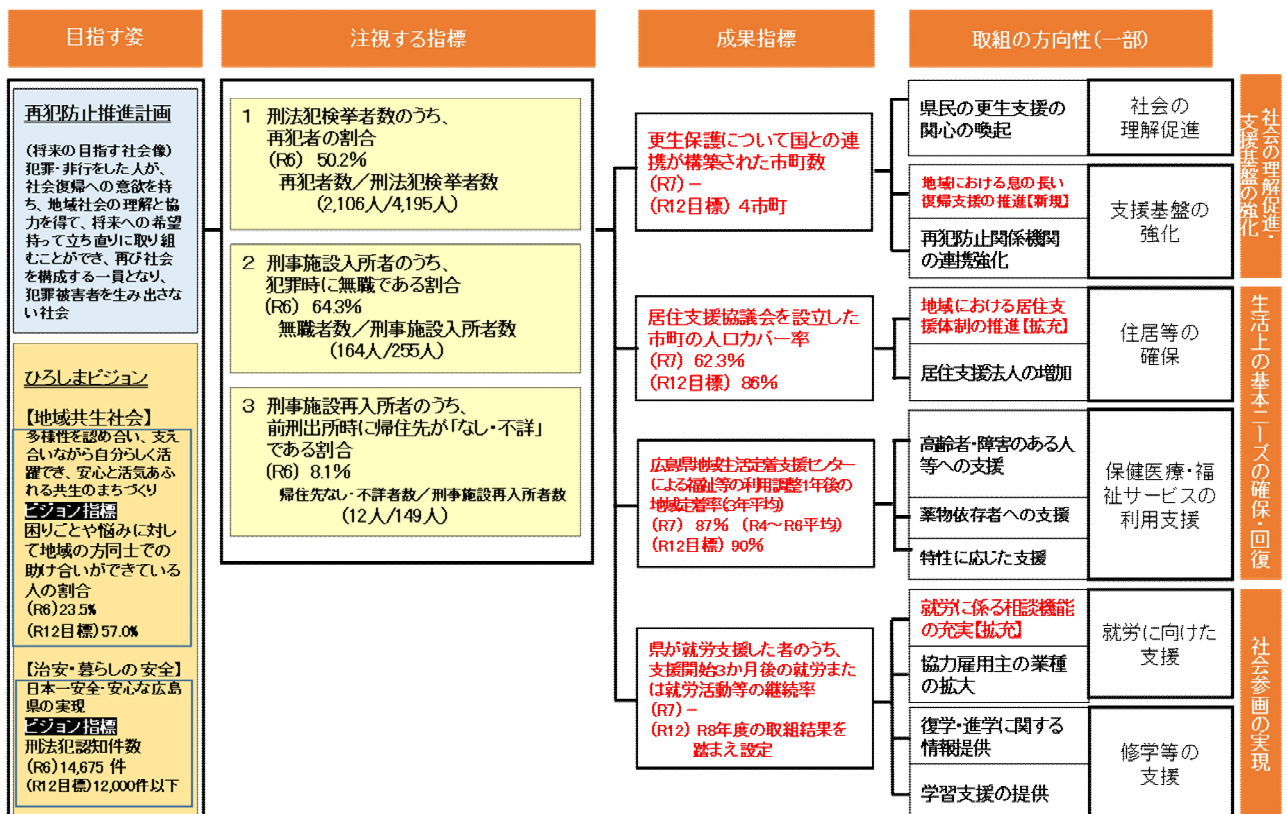
指標※ ¹	現状値（R6）	
	広島県	全国
刑法犯検挙者のうち再犯者の割合 (再犯者数／刑法犯検挙者数)	50.2% (2,106人/4,195人※ ²)	46.2% (88,697人/191,826人)
刑事施設入所者のうち 犯罪時に無職である割合 (無職者数／刑事施設入所者数)	64.3% (164人/255人※ ³)	68.9% (10,211人/14,822人)
刑事施設再入所者のうち 前刑出所時に帰住先が「なし・不詳」である割合 (帰住先なし・不詳者数／刑事施設再入所者)	8.1% (12人/149人※ ³)	20.9% (1,664人/7,957人)

※¹ 出典：法務省大臣官房調査、法務省矯正局調査

※² 広島県警が検挙した人の状況

※³ 犯罪時の住居が広島県であった人の状況

再犯防止にかかるロジックツリー【第2次計画】



6 計画のマネジメント

計画の進捗状況については、毎年度、点検を行うとともに、国や民間の関係機関等で構成する「広島県再犯防止推進連絡会議」において意見聴取や情報共有を行い、必要な改善を図りながら施策を推進していきます。

第4章 取組の方向

1 社会の理解促進・支援基盤の強化

◇ 目指す姿

5年後の目指す姿
計画に掲げる取組を着実に進めることにより、「将来の目指す社会像」や犯罪・非行をした人が抱える生きづらさなどについて、更生支援に関わる人のほか、犯罪・非行をした人を取り巻く社会の構成員においても、共感や理解が進みつつあります。 さらに、社会復帰後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携協力して実施することによって、支援基盤の強化が図られています。 社会の共感や理解、支援基盤の強化を出発点として、「広島県再犯防止推進連絡会議」などを通じた関係者間の情報共有や、民間ボランティアなどの人材確保、様々な機会をとらえた更生支援に関する研修等の取組により、更生支援の仕組みづくりが着実に進んでいます。

◇ 成果指標

指標名		現状値 (R7)	R12
更生支援について国との連携が構築された市町数		—	4 市町
設定理由	国と市町の連携体制が構築されることにより、犯罪・非行をした人が、保護観察や更生緊急保護終了後、円滑に市町の保健医療・福祉等サービスにつなぐことができると見込まれるため。		

(1) 社会の理解促進

【現状】

- 広島県内では令和6年度に全市町で再犯防止推進計画が策定（地域福祉計画との一体策定を含む）され、行政の取組に更生支援の視点が取り入れられています。
- 令和7（2025）年に内閣府が行った「更生保護制度に関する世論調査」によると、保護司、保護観察官、更生保護施設等更生保護に携わる人や団体などを「いずれも知らない」と答えた人の割合は18.4%と、社会の興味・関心の低さが懸念されています。

【取組状況】

国	○ 保護観察所が中心となり、多様な主体の参画の下、更生保護に関する理解を深めるための取組である“社会を明るくする運動”を推進（街頭広報活動、作文コンテスト等を実施） ・参画機関：130（R7年度） ・参加人数（延べ）：34,915人（R7年度） ○ 県内の矯正施設が中心となり、矯正行政に対する理解を深めるため、矯正展（刑務所作業製品の展示即売会、広報コーナーの設置等）を開催 ○ 再犯防止推進法第6条に定める再犯防止推進月間（7月）の取組として、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるためのシンポジウムを開催 ・参加人数（中国ブロック）：181人（R7年度）
---	--

	(法務少年支援センター) ○ 学校等の依頼に基づき、非行の防止に向けた講演等を実施 ○ 関係機関等の依頼に基づき、非行・犯罪の理解を目的とした講演等を実施
県	○ 市町における更生支援に関する理解の促進や取組の円滑な実施を推進するため、再犯防止施策市町会議や研修を実施 ○ 障害者等への援助技術を習得する相談支援従事者研修等において、矯正施設に入所したこと等による社会的な差別や偏見等で課題を抱える障害者に対する適切な支援についての講義を実施 ○ 生活困窮者自立支援制度担当者向け研修会で、更生支援を含む他制度との連携の必要性について説明 ○ 広島県居住支援協議会の取組として、犯罪・非行をした人を含めた住宅確保要配慮者に対する理解促進に向け、不動産関係団体主催の会議において講演し、理解促進に向けた働きかけを実施 ○ 犯罪や非行からの立ち直りを地域で支えるとともに、犯罪や非行のない安全・安心な社会を築いていくことを目的に、法務省主唱の“社会を明るくする運動”に呼応し、知事が実行委員長となり、広島県推進委員会会議の開催や小中学生を対象とした作文・標語コンテスト等を実施
市町	○ 全市町長がそれぞれの地区で実行委員長となり、“社会を明るくする運動”の地区推進委員会を組織し、街頭広報活動や住民集会などの行事を実施 ＜地区推進委員会の行事实績＞ ・ 行事回数：1,377回（R7年度） ・ 参加人数（延べ）：16,352人（R7年度）
民間	○ 保護司会、更生保護女性会など、“社会を明るくする運動”に参画し、街頭啓発、機関紙の発行を実施

【課題】

- 全市町で「再犯防止推進計画」が策定されましたが、各施策に更生保護の視点を浸透させていく必要があります。
- 地域において支援（障害者支援、生活困窮者支援、住宅確保要配慮者支援）に携わる人に対し、更生支援の視点が十分認知されている状況にありません。
- これまで直接支援に携わったことのない県民にとっては、更生支援の取組は、身近なテーマとして十分認知されている状況にないことから、更生支援への関心や理解を深めることを県民全体に広げる必要があります。

【取組の方向】

(県・市町の取組の更生支援の視点の推進)

- 県の関連計画（ひろしま高齢者プラン、広島県障害者プラン等）との連携し、県の取組において更生支援の視点が持たれることにより、県民の関心・理解の促進につながるよう更生支援の推進に取り組みます。
- 会議や研修を通じ、市町における更生支援の取組や理解を深めることに取り組みます。

(地域の支援者の更生支援の視点の推進)

- 高齢者支援、障害者支援や生活保護などの関連分野の支援者を対象とした様々な研修の機会を通じて、関連分野において、更生支援の視点を持って、支援が行われるよう取り組みます。
- 不動産関係団体が主催する会議に出席・講演し、働きかけを行い、居住支援制度に対する理解促進に努めます。

(県民の更生支援の関心の喚起)

- 犯罪や非行の防止と、立ち直り支援への正しい理解を深める取組である“社会を明るくする運動”について、様々な広報媒体や広報手法を用いて広報・啓発を推進します。

(2) 支援基盤の強化

【現状】

- 犯罪・非行をした人の支援に携わる国、県、民間の機関で構成する「広島県再犯防止推進連絡会議」において、広島県再犯防止推進計画の進捗状況や関係機関相互の情報共有等を行っています。
- 広島弁護士会、社会福祉士会、精神保健福祉士会は「刑事分野における司法・福祉連携に関する協定」を締結し、刑事手続中に福祉的支援の必要が認められる被疑者等について、弁護士からの依頼を受けた社会福祉士等が福祉的支援（更生支援計画の作成）を実施しています。
- 犯罪・非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアである「保護司」（法務大臣が委嘱）は減少傾向にあります。

＜県内保護司数・定員充足率＞ R1：1,224人、91.5% ⇒ R7：1,171人、87.5%

【取組状況】

国	(保護観察所) ○ 保護司セミナー、保護司活動インターンシップや広報等の保護司の安定的確保に向けた取組を実施 (法務少年支援センター) ○ 県警（少年サポートセンター）をはじめとする、非行・犯罪に関連する問題に対応する様々な支援機関と連携し、心理学的知見から助言等の支援を実施 ○ 関係機関の主宰する非行・犯罪にかかわる人材の育成を目的とした研修・講演会等への講師派遣を実施
県	○ 国、県、市町及び民間の関係機関等で構成する「広島県再犯防止推進連絡会議」において情報共有や連携の推進 ○ 広島県、広島県地域生活定着支援センター及び刑事司法関係機関等による定期的な連絡会議の開催やケース対応に関するアドバイス・意見交換等を実施 ○ 更生保護ボランティア団体の研修・啓発活動への補助
市町	○ 再犯防止推進計画策定後、関係機関との協議や情報交換を行い連携を強化 ○ 更生保護サポートセンターの設置に協力
民間	(保護司会) ○ 犯罪・非行をした人の立ち直りを支援 (更生保護女性会) ○ 更生保護施設や矯正施設への支援活動を実施

	(BBS 会) ○ 青年ボランティアが、非行をした人への学習支援等を実施 (広島県社会福祉士会) ○ 社会福祉士が犯罪・非行をした人についての理解を深めるため、司法領域に関する基礎的な知識等を取得する研修を実施
--	---

【課題】

- 犯罪・非行をした人の中には、福祉的支援が必要にもかかわらず、市町の相談窓口につながるできない人がいます。その際、国側も市町のどの窓口にも繋いでいいかわからない、市町側も窓口にも相談に来た人の対応について国に問い合わせるケース等があります。また、支援を必要とする人は、様々な課題を抱えていることが少なくありません。
- 県内では、公益社団法人広島県社会福祉士会が、司法分野に精通した社会福祉士の育成を進めていますが、犯罪・非行をした人の支援に関わる全ての機関・団体の職員への波及には至っていません。
- 更生支援に対する社会の理解・関心の低下、地域の人間関係の希薄化や犯罪被害への懸念などを背景に、保護司の確保が困難になりつつあります。

【取組の方向】

(刑事司法機関及び市町の福祉部局等が連携した地域における息の長い復帰支援の推進)

- 国と市町の福祉部局の連携を強化するため、市町における支援策検討時に刑事司法機関の参画を求めるなど、地域における息の長い復帰支援の体制整備に取り組みます。

(関係機関の連携強化)

- 「広島県再犯防止推進連絡会議」において、広島県再犯防止推進計画の進捗状況の確認や課題分析を行い、連絡会議構成機関相互の情報共有に取り組みます。

(支援に携わる人への司法分野等の制度の理解の推進)

- 定期的な連絡会議の開催及び「よりそい弁護士制度」等を活用し、広島県地域生活定着支援センターの業務について弁護士との連携強化を図ります。

(民間ボランティアの確保・育成)

- 更生保護団体が開催する事業への支援や、保護司の確保に向けて、県退職者を対象に保護司募集のパンフレットの配布や県職員が保護司活動を行うことができるよう環境整備に取り組むとともに、国と連携し、保護司の安全な面接場所の確保に努めます。

2 生活上の基本ニーズの確保・回復

◇ 目指す姿

5年後の目指す姿
居住支援協議会を設置した県内市町が増加するほか、保護観察対象者を支援対象とする居住支援法人が増加するなどにより、犯罪・非行をした人の入居の支援体制が整いつつあり、家主の負担感や不安軽減が図られる場合が増え、犯罪・非行をした人への住居の提供が促進されています。 また、広島県地域生活定着支援センターなどの支援機関の取組や相談窓口について、市町や保健医療・福祉サービス提供事業者への認知が進み、必要な福祉等サービスの提供が促進されています。 こうした取組により、犯罪・非行をした人が、住居や必要な保健医療・福祉サービスの提供を受けており、生活上の基本ニーズの確保・回復が進んでいます。

◇ 成果指標

指標名		現状値(R7)	R12
居住支援協議会を設立した市町の人口カバー率		62.3%	86.0% ^{※1}
設定理由	市町の住宅部局と福祉部局や不動産関係団体、居住支援法人、社会福祉法人・NPO等の連携体制を構築することにより、犯罪・非行をした人に対する住居の提供が促進されることが見込まれるため。		
指標名		現状値 (R7) (R4～R6 平均)	R12
広島県地域生活定着支援センターによる福祉等の利用調整1年後の地域定着率 ^{※2} (3年平均)		87%	90%
設定理由	広島県地域生活定着支援センターの支援対象者に対して、関係機関が連携し、効果的な助言及び再調整を行う仕組みを構築することで、福祉等の必要な支援に継続してつながりやすくなり、その結果、地域定着率の向上が見込まれるため。		

※1 住生活基本計画（広島県計画）（令和4年3月策定）の目標値であり、本計画の変更（令和9年3月予定）後は、変更後の数値とする。

※2 一定期間内に再入所・再犯せず地域で生活している出所者数/出所し利用調整した人

(1) 住居等の確保

【現状】

- 逮捕や勾留、刑事施設への入所に伴い、住居を失う人が多い状況にありますが、社会保障制度（介護保険制度等の社会保険制度、生活保護等の公的扶助）を利用するためには、新たな住居とそれに対応した住民票を求められる場合があります。
- 帰宅先がない人に対し、一定期間住居や食事を提供することにより自立を支援する更生保護施設や自立準備ホームが、国により設置されています。

- 市町によっては一定の住居を持たない人に宿泊場所や衣食を提供する生活困窮者一時宿泊施設が設けられています。
- 犯罪時の住居が広島県であった刑事施設再入所者のうち、前刑出所時に「帰住先」が「なし・不詳」であった人の割合が、約1割で推移しています。
- 「令和7年度版犯罪白書」によると、令和6年（2024）年に全国で新たに刑事施設へ入所した人のうち、犯罪時に住所不定であった割合は、初入者は14.4%である一方、再入者は20.6%であり、犯罪傾向が進んでいる人ほど住所不定である割合が高まっています。

【取組状況】

＜一時的住居＞※釈放後や矯正施設の出所直後の住まい

国	（保護観察所） ○ 住居のない保護観察対象者等に対する宿泊場所や食事の提供を、民間施設（更生保護施設・自立準備ホーム）へ委託し実施 ・委託実績：259人（R7年度） ○ 自立準備ホームの登録・開拓
県	○ 一定の住居を持たない人に宿泊場所や衣食を提供する生活困窮者自立支援制度における居住支援事業について、管内課長会議等において実施状況等の共有を行うとともに、事業未実施市町に実施市町の予算情報等を参考提供
市町	○ 生活困窮者自立支援制度における居住支援事業により、住居を持たない人に宿泊場所や衣食を提供 ・実施市町数：10市町（R7年度）

＜安定的住居＞※生活の拠点となる一定の住居

県	○ 公営住宅を建設し、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で賃貸 ○ 居住支援を実施する民間団体の研修会に出席し、居住支援法人の指定に向けた働きかけを実施 ○ 地域のニーズに応じた居住支援を実施するため、市町における居住支援協議会の設立支援を実施 ○ 県営住宅の入居に関わり、緊急連絡先を社会福祉協議会や居住支援法人等の団体にすることについて検討 ○ 市町営住宅の連帯保証人について、市町への取組状況の照会を通じ、撤廃状況を把握するとともに、撤廃等の検討に際し、必要に応じて助言等を実施 ○ 離職等により住居を失った人、または、失うおそれのある人に対して、家賃相当額を給付する生活困窮者自立支援制度における住宅確保給付金給付事業について、市町からの照会に対して助言及び情報提供
市町	○ 生活困窮者自立支援制度における必須事業である「住居確保給付金」の支給を通じ、離職等により、住居を失った人、または失うおそれのある人に対して、家賃相当額を給付 ・支給件数（延べ）：486件（R6年度） ○ 公営住宅を建設し、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で賃貸
民間	○ 居住支援法人による、住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談や見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援等

【課題】

- 居住支援を継続的に行っていくためには、福祉政策との更なる連携など、地域の状況に応じた居住支援の実施体制の整備が必要です。
- 更生保護施設や自立準備ホームといった一時的住居は、入居できる期間に限りがあるため、継続して社会保障制度を利用するためには、一時的な住居から退去した後の安定的住居も確保する必要があります。
- 広島県居住支援協議会等を通じた居住支援法人の増加に向けた取組のほか、令和7年10月施行の改正住宅セーフティネット法において新たに開始された居住サポート住宅制度を普及する必要があります。
- 生活困窮者自立支援制度による居住支援事業については市町の努力義務となっており、取組に差があります。
- 生活困窮者自立支援制度の「住宅確保給付金」の支給について、適切な支給が行われるよう随時の情報提供や必要に応じた助言等を行っていく必要があります。
- 県営住宅への入居にあたり、入居者の安否確認や居住確認、事件事故等が発生した場合の連絡先として緊急連絡先の提出を求めています。身寄りのない犯罪・非行をした人にとって、入居の際の負担となる場合があります。
- 市営・町営住宅への入居にあたり、連帯保証人を立てることを求めている市町があり、身寄りのない犯罪・非行をした人にとって、入居の際の負担となる場合があります。

【取組の方向】

（地域における居住支援体制の推進）

- 各市町の住宅・福祉部局や民間の支援団体で構成される「居住支援協議会」の設立の働きかけを実施します。
- 不動産関係団体の主催する会議に出席・講演し働きかけを行い、居住支援制度に対する理解促進に努めます。

（居住支援法人の増加）

- 居住支援を実施する民間団体の研修会に積極的に出席し、居住支援法人への指定を呼びかけながら、居住サポート住宅についてセミナーの機会をとらえた周知やHPへの掲載等による情報提供等を実施します。

（生活困窮者自立支援制度）

- 居住支援事業未実施市町に対し、会議等において情報提供を行い、取組の促進を図るとともにコンサルティング事業（厚生労働省から委託を受けたスタッフによる事業の疑問等の聞き取りを踏まえ課題を整理し事業実施に必要な情報提供や助言）の活用を市町に対し促します。
- 住宅確保給付金の適切な支給が行われよう、随時の情報提供や必要に応じて助言等を行います。

（公営住宅の連帯保証人要件の撤廃）

＜県営住宅＞

- 緊急連絡先の確保に関しては、必要に応じて個別対応を行います。

＜市・町営住宅＞

- 連帯保証人要件について、撤廃の検討や免除・猶予等の運用が適切になされるよう、必要に応じて助言等を行います。

(2) 保健医療・福祉サービスの利用支援等

ア 高齢者・障害のある人等の支援

【現状】

- 法務省が平成 27（2015）年に実施した調査によると、全国の地域生活定着支援センターの支援を受けた高齢者や知的・精神障害（疑いを含む）のある刑事施設出所者は、支援を辞退した人や住居があるなどの理由で支援対象外となった人に比べて再入率が低いことが確認されています。

＜H26. 2. 1～3. 14 に出所した人の H27. 5. 31 時点の再入率＞

- ・高齢（65 歳以上）であった人

支援を受けた人：7.1%、 辞退した人^{※1}：46.4%、 支援対象外^{※2}：13.5%

- ・知的・精神障害（疑いを含む）である人

支援を受けた人：10.0%、 辞退した人^{※1}：39.3%、 支援対象外^{※2}：20.6%

※1 住居のない、高齢又は障害のある人で、地域生活定着支援センターによる支援の対象となるが、本人の意志により支援を辞退した人

※2 高齢又は障害があるが、住居があるなどの理由で、地域生活定着支援センターによる支援の対象外となった人

【取組状況】

国	(検察庁) ○ 高齢または障害により自立した生活が困難な人、生活困窮の人等に対して保健医療・福祉サービスの利用調整を実施 ・広島地方検察庁（刑事政策総合支援室）による利用調整実施人数 R5 年度：121 人、R6 年度：153 人、R7 年度：155 人
県	○ 広島県地域生活定着支援センターを設置し、刑事施設出所者のうち、住居のなく高齢または障害により自立した生活が困難な人に対して、保健医療・福祉サービスの利用調整及び調整後の対象者やサービス提供者に対する助言・再調整等を実施（特別調整） ○ 特別調整の対象とならない出所者に対して、「特別調整に準じる一般調整対象者」として、広島県地域生活定着支援センターによる支援を実施 ＜広島県地域生活定着支援センターによる支援状況＞ ・保健医療・福祉サービスの利用調整 R4 年度：41 人、R5 年度：32 人、R6 年度：30 人、R7 年度：36 人 ・助言・再調整等の実施 R4 年度：43 人、R5 年度：40 人、R6 年度：29 人、R7 年度：26 人 ○ 令和 4 年度から、広島県地域生活定着支援センターによる支援対象者に執行猶予者等を新たに加え（被疑者等支援）、県の支援機能を拡大 ○ 広島県、広島県地域生活定着支援センター、刑事司法関係機関等による定期的な連絡会議（定着連絡会議）において、福祉的支援に関する情報共有・意見交換、支援状況の共有、相互連携等の協議等を実施 ○ オンラインによる事業者との協議・連絡調整等を進めたほか、他県の地域生活定着支援センター等と情報共有を行う全国規模のアプリケーションに関する情報収集を実施

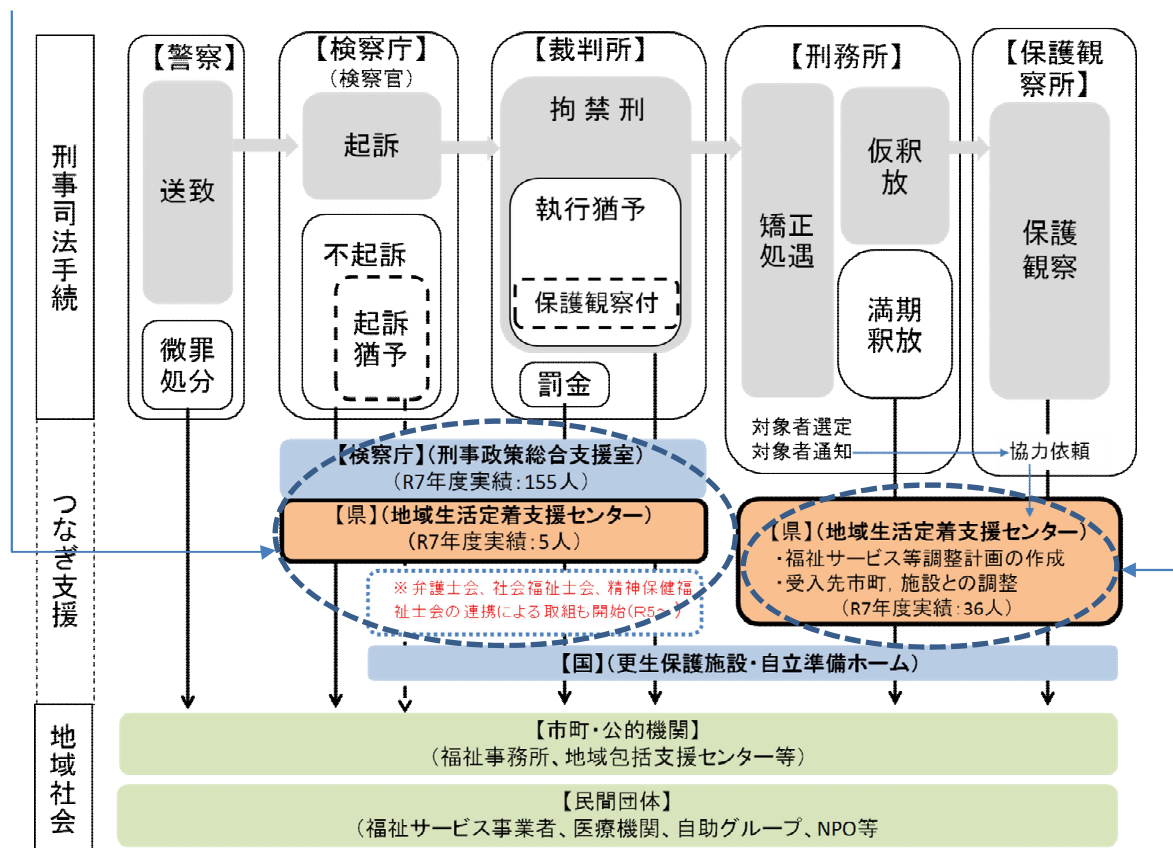
民間	(弁護士会・社会福祉士会・精神保健福祉士協会) ○ 弁護士会、社会福祉士会、精神保健福祉士協会の3団体が、「刑事分野における司法・福祉連携に関する協定」を締結し、刑事手続中に福祉的支援の必要が認められる被疑者等について、弁護士からの依頼を受けた社会福祉士等が福祉的支援（更生支援計画の作成）を実施（令和5年度～）
----	--

(概略図)

刑事司法手続において、高齢者や障害のある人など特別な配慮や支援が必要と判断された場合には、起訴猶予・執行猶予等となった人に対する支援と、受刑後に出所する人に対する支援があります。

■起訴猶予・執行猶予等となった人への支援

■受刑後、出所する人への支援



【課題】

- 被疑者等支援においては、広島県地域生活定着支援センターが短期間で関係機関との調整を行う必要があるが、これらの調整ができる人材が限られている状況です。
- 出所者が支援を辞退することにより、必要な保健医療・福祉サービスへの連携が困難となるケースがあるため、辞退の背景や原因について調査し、適切な対策を検討していく必要があります。
- 広島県地域生活定着支援センターの支援内容が、市町や保健医療・福祉サービス事業者に十分に認知されていません。
- 広島県地域生活定着支援センター業務のICT化は、他県との協議をオンラインで実施するなど一部進展が見られますが、情報共有に関しては取組が十分に進んでいない状況にあります。

【取組の方向】

(被疑者等の利用調整)

- 広島県地域生活定着支援センターにおいて被疑者等支援の調整ができる人材を育成します。

(特別調整に該当しない利用調整（一般調整）)

- 引き続き、特別調整の対象とならない出所者に対しても、「特別調整に準じる一般調整対象者」として広島県地域生活定着支援センターによる支援を実施します。

(利用調整に関わる機関の連携)

- 司法機関との連携を通じて、再犯理由等の聴取や類似ケースの情報共有を図り、支援内容の振り返りや効果検証を行いながら、引き続き、保健医療・福祉サービスの利用調整を行い、調整後の対象者やサービス提供者に対して助言・再調整等を実施します。

(支援辞退者の縮減)

- 広島県地域生活定着支援センターによる支援を辞退する高齢者または障害（疑いを含む）のある刑事施設出所者に対しては、国に対し、本人の希望を尊重しつつ、効果的な説明方法の検討と実施を要望し、必要な保健医療・福祉サービスへつながるように取り組みます。

(市町、福祉サービス事業者への周知)

- 市町や保健医療・福祉サービス等の事業者に対し、広島県地域生活定着支援センターの取組についての認知度向上をはかるための周知を行います。

(センター業務のICT化)

- デジタル技術を活用した情報共有等、広島県地域生活定着支援センター業務のICT化を検討します。

イ 薬物依存を有する人への支援

【現状】

- 犯罪時の住居が広島県であった刑事施設入所者のうち、「覚醒剤取締法違反」で入所している人は、全体の約2割となっています。
- 令和6（2024）年度の広島県内の薬物事犯保護観察者のうち、保険医療機関・民間支援団体等による治療・支援を受けた人の割合は5.7%にとどまっています。

(治療支援機関の例示)

専門病院：薬物依存の治療を行っている病院やクリニック

保健機関：薬物使用について相談できる精神保健福祉センターや保健所

回復支援施設：ダルクなど、薬物依存の当事者が入所・通所する施設

自助グループ：ナルコティック・アノニマスなど薬物依存の当事者の自助グループ

【取組状況】

国	(矯正施設)
	○ 薬物依存のある刑事施設入所者に対して、薬物依存離脱指導を実施
	(保護観察所)
	○ 薬物依存のある保護観察対象者に対して、認知行動療法に基づいた薬物依存回復プログラムを実施
	○ 医療機関及び自助グループから講師を招き、薬物事犯者の家族及び担当保護司を対象とする講習会を実施

	・実施回数：1回（R7年度） ・参加人数（延べ）：27人（R7年度）
県	○ 関係機関・団体を構成員とした薬物乱用対策推進本部を設置し、緊密な連携の下、総合的かつ効果的な対策を実施 ○ 薬物依存回復プログラム、支援者・家族向け研修、相談支援を実施（広島県立総合精神保健福祉センター） （R7年度） ・回復プログラム参加人数（延べ）：24人 ・支援者向け研修参加人数（延べ）：90人 ・家族向け研修延参加人数（延べ）：151人 ・相談受付件数：266件 ○ 覚醒剤等相談窓口を設置し、相談支援を実施（保健所） ・相談件数：10件（R7年度） ○ 薬物事犯者に対し、警察庁発行の薬物再乱用防止対策用資料「薬物問題でお悩みの方へ相談してみませんか」を配付し、関係機関・団体等を紹介するなど情報提供を実施 ・対象者20人中13人実施（R7年） ○ 薬物事犯保護観察者の治療・支援を受けた人の実態を踏まえ、保護観察対象者や出所者へ依存症治療拠点機関として指定されている医療法人のリーフレットを配布
市町	○ 保健所（広島市、呉市、福山市）に覚醒剤等相談窓口を設置し、相談支援を実施
民間	○ 依存症医療拠点及び医療機関において、薬物依存症の専門的治療を実施 ・依存症医療拠点：1カ所 ・専門医療機関（薬物）：4カ所

【課題】

- 薬物依存を有する人への支援について、地域における本人や家族からの相談への対応や治療・回復支援の充実を図っていくことが求められています。
- 県内で継続的に薬物依存を有する人や、家族が相談する窓口が認知されていない可能性があるため、周知していく必要があります。

【取組の方向】

（薬物依存を有する人の治療・回復の支援）

- 薬物依存を有する人の回復に対し、薬物乱用対策推進本部の構成員と連携し、相談対応や回復プログラムの実施に取り組みます。また、薬物相談事業推進連絡会議や依存症専門医療機関連携会議等で構成機関と情報共有を行い、相談対応者のスキルアップに取り組みます。

（薬物依存を有する人に対する支援情報の提供）

- 各警察署において、薬物事犯者に対し、警察庁発行の薬物再乱用防止対策用資料を配付し、関係機関・団体等を紹介するなど情報提供を実施します。
- 刑事施設や保護観察所と連携し、薬物依存を有する人に対して、治療や支援を実施している機関等の情報や支援内容が確実に届くよう取り組みます。

ウ 犯罪・非行をした人の特性に応じた支援

【現状】

- 罪種ごとに認められる特徴や各個人の特性を的確に把握し、それらに応じた効果的な指導等を行うため、刑事施設や保護観察所において、支援対象者にマッチした更生指導内容を分析する機能の強化及び罪種・類型別の専門的指導の充実を図っています。

また、少年に対して、国において非行対策を申し合わせ、学校、刑事司法関係機関、地域の関係機関等が連携して非行の未然防止に取り組んでいく体制を強化し、必要な対策を進めています。

【取組状況】

<非行をした者>

国	(法務少年支援センター) ○ 関係機関や地域住民の依頼に基づき、心理検査や問題行動の分析、助言等を実施 ・ 個別のケースに関する相談対応件数 527 件 (R7 年度)
県	○ 少年サポートセンターを中心に少年の非行及び保護に関する相談に対応するとともに再非行防止の支援活動 (個別面接や居場所づくり等立ち直り支援等) を実施

<性犯罪者>

国	(矯正施設) ○ 性犯罪や性非行のある刑事施設入所者に対して、認知行動療法に基づく性犯罪再犯防止指導を実施 (保護観察所) ○ 性犯罪のある保護観察対象者に対して、認知行動療法に基づくプログラムを提供 ○ 性犯罪による刑事施設入所者や保護観察対象者の家族に対し、支援に必要な知識の付与等を実施
県	○ 16 歳未満の子供を被害者とした不同意わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した人について、法務省から情報提供を受け、所在確認や面談を実施

<ストーカー加害者>

国	(保護観察所) ○ ストーカー事案を始めとする恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る保護観察対象者に対して、警察から得た情報等を基に、再加害を防止するための指導を実施
県	○ ストーカー加害者に対して、カウンセリングや治療を勧奨

<暴力団関係者>

国	(矯正施設) ○ 暴力団関係者である刑事施設入所者に対して、暴力団の反社会性を認識させるなど暴力団離脱に向けた指導を実施
県	○ 刑務所服役中の受刑者のうち希望者に対し、暴力団離脱指導を実施

【課題】

- 少年の再非行率が増加に転じる中、少年サポートセンターに寄せられる少年相談の件数は、ほぼ横ばいで推移しており、少年等に寄り添う相談対応、支援活動について周知を図っていく必要があります。
- 16歳未満の子供を被害者とした不同意わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した人について、所在確認が困難なケースや面談に応じない人への対応に課題があります。
- ストーカー加害者に対するカウンセリングや治療の受診は、最終的には加害者の意思に委ねられることから、中には受診に繋がらないケースもあります。
- 社会への復帰、定着を促進するため、暴力団離脱取組については今後も継続的に取り組んでいく必要があります

【取組の方向】

(特性に応じた支援)

＜非行をした者＞

- 少年サポートセンターを中心に少年の非行及び保護に関する相談に対応するとともに再非行防止の支援活動を推進します。

＜性犯罪者＞

- 関係各所と連携し、確実な所在確認を実施するとともに、対象者への丁寧な説明により面談の必要性について理解を得られるよう努めます。

＜ストーカー加害者＞

- ストーカー加害者本人やその家族も含めて、カウンセリング等の有効性についてより丁寧な説明を行い、カウンセリング等を受けやすい環境づくりを目指します。

＜暴力団関係者＞

- 真に暴力団から離脱を希望する受刑者に対し、有意義な指導に努め社会復帰支援を継続します。

3 社会参画の実現

◇ 目指す姿

5年後の目指す姿
刑事司法機関や地域の支援組織と協力し、起訴猶予等で矯正・保護観察処遇に至らなかった人も含め、犯罪・非行をした人が、理解ある雇用主とのマッチングや就労体験、就労準備支援など、地域において支援を受ける仕組みづくりが進み、犯罪・非行をした人が就労する機会が増えています。 また、就労後も、雇用主と本人双方の不安を受け止め、調整にあたる伴走支援の提供などにより、就労を継続する人の割合が高まりつつあります。 さらに、犯罪・非行をした少年への修学に係る情報提供や、支援団体へのつなぎなど、個々の状況に応じた修学支援等により、就労以外でも社会参画が進んでいます。

◇ 成果指標

指標名	現状値 (R7)	R12
県が就労支援した人のうち、支援開始3か月後の就労または就労活動等の継続率	—	R8年度の取組結果を踏まえ設定
設定理由 再犯罪時に無職である割合が高い傾向にあることから、就労にかかるマッチングやフォローアップ、本人の特性に応じた支援などを行うことで、就労や就労活動が継続につながり、安定した社会参画が図られると見込まれるため。		

(1) 就労に向けた支援

【現状】

- 犯罪時の住居が広島県であった刑事施設入所者のうち、犯罪時に無職である割合は、約7割で推移しています。
- 「令和7年版犯罪白書」によると、令和6（2024）年に全国で新たに刑事施設へ入所した人のうち、犯罪時に無職である割合は、初入者が63.1%である一方、再入者が71.8%であり、犯罪傾向が進んだ人ほど無職である割合が高まっています。
- 犯罪・非行をした人の社会復帰を目的に、犯罪・非行をした人を雇用しようとする事業主を協力雇用主として、保護観察所への登録が行われています。

＜県内事業者の協力雇用主への登録状況＞R7年10月1日現在：868社

（内訳）建設業：58.9%、製造業：6.1%、サービス業：17.2%、運送業：12.1%、
その他：5.7%

【取組状況】

国	（矯正施設） ○ 矯正施設における職業訓練、ハローワークと連携した職業相談・職業紹介等を実施
---	---

	(矯正管区) ○ 「コレワーク※中国」において刑務所出所者の雇用を検討する事業主の採用手続きのサポート等を実施 (保護観察所) ○ ハローワークと連携した職場体験・トライアル雇用、雇用した場合の奨励金給付・身元保証制度、民間団体への委託による伴走型の就職活動支援等を実施
県	○ 起訴猶予、執行猶予、罰金、科料となった人で、広島地方検察庁による福祉等の利用調整の対象となった人のうち、就労意欲を有する人の就職活動支援及び職場定着支援を実施 (R7: 24 人) ○ 協力雇用主に対し、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査において加点評価を実施 (R7: 99 社) ○ 生活困窮者自立支援制度による就労準備支援事業について管内課長会議等において、実施状況等の情報提供を実施するとともに、事業未実施市町に対し実施市町の予算情報等を参考提供 (再掲)
市町	○ 生活困窮者自立支援制度による就労準備支援事業の実施 ✓ 適正な生活習慣の形成を促す「日常生活自立に関する支援」 ✓ 挨拶の励行など社会的な能力の形成を促す「社会自立に関する支援」 ✓ 一般就労に向けた技法や知識の習得を促す「就労自立に関する支援」 ・実施市町数: 14 市町 (R7 年度末時点)
民間	(就労支援事業者機構・弁護士会) ○ 両者で協定締結を広報啓発し、審判前後の少年や、被疑者・被告人段階にある人の適性把握・マッチング支援等を実施

※コレワーク：刑務所出所者等の雇用を検討する事業主に対し、採用手続きのサポート（①雇用情報提供サービス、②採用手続き支援サービス、③就労支援相談窓口サービス）を行うために設置された組織

【課題】

- 更生保護法の改正(令和5年12月)により、勾留中の被疑者等や保護観察期間等終了後の場合でも国による就労支援が可能となりましたが、勾留中の被疑者等については対応が未定です。さらに、就労支援に携わる機関からは、これまでの県の就労支援対象者以外の人においても支援の要望者がいることを聴き取っています。
- 犯罪・非行をした人の就職機会を拡大していくためには、協力雇用主に対する奨励に取り組んでいく必要があります。
- 生活困窮者自立支援制度による就労準備支援事業は、市町の努力義務となっており取組に差があります。

【取組の方向】

(就労に係る相談機能の充実)

- 国による支援実施が未定になっている勾留中の被疑者のほか、従来、支援対象ではなかった関係機関から支援要請のある人など、罪を犯した人を広く対象とし、支援対象者の実情に寄り添った様々な支援を推進します。

(協力雇用主の業種の拡大)

- 協力雇用主に対し、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査における優遇措置を講ずるとともに、多様な業種において、協力雇用主への登録が進むよう国の行う広報活動に協力します。

(生活困窮者自立支援制度) (再掲)

- 居住支援事業未実施市町に対し、会議等において情報提供を行い、取組の促進を図るとともにコンサルティング事業(厚生労働省から委託を受けたスタッフによる事業の疑問等の聞き取りを踏まえ課題を整理し、事業実施に必要な情報提供や助言)の活用を市町に対し促します。

(2) 修学等の支援

【現状】

- 法務省大臣官房調査によると、令和6(2024)年に全国で少年院を出院した人は1,635人おり、そのうち253人が少年院在院中に修学支援を受け、そのうち207人が高等学校等への復学・進学を希望していたものの、出院時に復学・進学の決定を受けた人は76人でした。

なお、広島県内に所在する2つの少年院※の出院者においては、6人が就学支援を受け、3人が希望しており、決定を受けたものは3人でした。

- 令和6年に新たに少年院に入院した人で、教育程度が中学校卒業・高校中退程度の人が、約5割となっています。

※ 犯罪・非行時の居住地が広島県であった人が主に送致される。

【取組状況】

国	(少年院) ○ 義務教育未修了者 ・学習指導要領に準拠した教科指導 ・円滑な復学に向けた学校との調整 ○ 義務教育修了者 ・社会適応を円滑に進めるための指導等を実施 ・高等学校卒業程度認定試験の受験機会を必要に応じて付与 ・通信制高校への入学・復学のための支援を充実 (保護観察所) ○ 保護観察対象者に「規則正しく通学すること」を特別遵守事項で必要に応じて設定
県	○ 少年院出院者や保護観察処分少年の修学支援を推進するため、授業料支援制度に関するチラシを保護観察所及び少年院に配布 ○ 非行・立ち直りの支援窓口である「少年サポートセンター」(広島、福山、東広島)のリーフレットを保護観察所及び少年院に配布 ○ 問題行動などにより家庭や学校で適応困難となった児童について、生徒指導・学習指導を実施(広島学園) ・実人数:22人(R7年度) ○ 円滑な復学・進学に向けた学校との調整(広島学園)

	○ 少年サポートセンターにおいて、非行少年の立ち直りを目的として、大学生ボランティア等と連携し、交流体験、学習支援及び各種体験活動等を実施 ・支援人数（延べ）：341 人（R7 年） ○ 児童生徒の悩みや不安を受け止める相談窓口の設置やスクールソーシャルワーカーによる家庭環境の問題への支援
市町	（中学校） ○ 少年院が行う教科指導等への協力や復学調整の実施
民間	（BBS 会） ○ 保護観察を受ける少年への学習支援 ・実施件数：1 件（R7 年度） ○ 広島学園在園者に対する学習支援 ・実施回数：5 回（R7 年度） ・参加人数（延べ）：63 人（R7 年度）

【課題】

- 高等学校で学ぶ機会は、安定した生活の基盤作りや社会復帰を行うにあたって可能性を広げるものとなっているため、進学、復学に必要な情報提供を継続的に行っていく必要があります。
- 非行をした人の立ち直り支援のため、地域で居場所づくりや学習支援を実施する団体とつながれるよう情報提供を行っていく必要があります。
- 個別の支援が必要な児童が増えている状況において、集団生活の中でも個別のニーズに応えることができるよう工夫しながら支援する必要があります。（広島学園）
- 犯罪・非行をした人やその保護者に対する規範意識の向上等の立ち直り支援については、継続的に取り組んでいく必要があります。

【取組の方向】

（復学・進学に関する情報提供）

- 少年院や保護観察所などと連携し、少年院出院者、保護観察処分少年に、復学・進学に関する情報として、高等学校等における授業料等支援制度などの情報が届くよう取り組みます。
- 少年院出院者や保護観察処分少年が、地域で居場所づくりや学習支援を実施する団体とつながることができるよう支援します。

（学習支援の提供）

- 広島学園において、問題行動などにより家庭や学校で適応困難となった児童について、生徒指導・学習指導を実施します。
- 少年サポートセンターにおいて、非行少年の立ち直りを目的として大学生ボランティア等と連携し、交流体験、学習支援及び各種体験活動等を実施します。

【参考資料】

1 活用できる機関・団体、制度

犯罪・非行をした人の中には、高齢、疾病、貧困、障害、厳しい成育環境など、生活における様々な困難、生きづらさを抱えている人がいます。

地域における、福祉、保健医療、就労等に関する様々な支援機関・団体、制度を下記の県ホームページにまとめましたので、ご本人が立ち直りに取り組むときや、周囲の方が支援されるときに参考にしてください。

広島県ホームページURL

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/saihan/saihan-katsuyokikan.html>

2 再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年 12 月 14 日法律第 104 号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

（国等の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（連携、情報の提供等）

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図

らなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

（再犯防止啓発月間）

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

- 2 再犯防止啓発月間は、七月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

（再犯防止推進計画）

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
 - 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
 - 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

（地方再犯防止推進計画）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措

置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な

手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

（更生保護施設に対する援助）

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

（保健医療サービス及び福祉サービスの提供）

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

（関係機関における体制の整備等）

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

（再犯防止関係施設の整備）

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

（情報の共有、検証、調査研究の推進等）

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

（社会内における適切な指導及び支援）

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

（国民の理解の増進及び表彰）

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得ら

れるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

II 今後取り組んでいく施策

第二次再犯防止推進計画策定の経緯



- 短期釈放者対策の充実強化
 - 矯正施設在所中の生活環境の調整の強化
 - 更生保護施設による訪問支援事業の開始(R3.10～)
- 地方公共団体との連携強化
 - 「地域再犯防止推進モデル事業」の実施(130～R2)
 - 地方再犯防止推進計画の策定支援(402団体で策定済み(R4.10.1))
- 民間資金者の活動の促進
 - 民間資金者の活用などによる犯罪の根の支援活動の広がり



- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた「息の長い」支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携(ネットワーク)拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強化すること。

II 今後取り組んでいく施策

7つの重点課題とその具体的施策

- | | | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|---|
| <p>① 就労・住居の確保</p> <p>(1) 就労の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 拘禁刑創設や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた開務作業の実施 ○ 拘用ニーズに応じた職業訓練毎日の実施 ○ 寄り添い型の支援による職場定着支援及び職歴後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実 <p>(2) 住居の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 更生保護施設等が地域社会での自立生活を見据えた処遇（福祉へのつながり、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等）を行ったための体制整備 ○ 地域社会における定住先の確保に向けた居住支援、人との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供 | <p>② 保健医療・福祉サービスの利用の促進</p> <p>(1) 高齢者又は障害のある者等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉的支援のニーズの適切な把握と動機付けの強化 ○ 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化 ○ 被疑者等段階からの生活環境の調査等の効果的な人口支援の実施 <p>(2) 薬物依存の問題を抱える者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施 ○ 更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実、自助グループ等の民間団体との連携強化 ○ 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実 | <p>③ 学校等と連携した修学支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実 ➢ 民間の学力試験の活用や高卒認定試験指導におけるICTの活用の推進、在院中の通信制高校への入学 ○ 学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止 | <p>④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 拘禁刑創設の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実 ○ 若年受刑者に対する少年院のノウハウや設備等を活用した指導、特定少年に成年としての自覚・責任を喚起する指導 ○ 性犯罪やストーカー・DV・被害者、女性等の特性に応じた指導等の充実 | <p>⑤ 民間協力者の活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 持続可能な保護司制度の確立とそれのための保護司に対する支援 ➢ 保護司の活動領域等についての検討・執行、保護司活動のデジタル化の推進 ○ 地域の実情協力者（NPO法人、自助グループ、弁護士等）の積極的な開拓及び一層の連携 ○ 民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進 | <p>⑥ 地域による包摂の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国・都道府県・市区町村の役割の明確化 ○ 地方公共団体の取組への支援 ➢ 地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・知見の提供 ○ 地域における支援の連携強化 ➢ 保護観察所、法務少年支援センター（少年鑑別所）における地域援助の推進、更生保護地域連携拠点事業の充実 ○ 相談できる場所の充実 ➢ 保護観察所による刑執行終了者等に対する援助の充実、更生保護施設による訪問支援事業の充実 | <p>⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等への充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、人的・物的体制の整備 |
|--|--|--|---|--|--|---|

7つの成果指標を設定し、本計画に基づく具体的な施策の実施状況・効果について適切にフォローアップ

- ① 施策推進の進捗率数値及び目標率
- ② 新規利用者の利用年数又は別の旅行機を要する者の数及び割合
- ③ 主たる業種・特種旅行の旅行内入率
- ④ 主たる業種・特種旅行の旅行内入率
- ⑤ 出所受入れ者の3年以上の旅行内入率
- ⑥ 主たる業種・特種旅行の旅行内入率
- ⑦ 新規利用者の利用年数及び目標率
- ⑧ 出所受入れ者の3年以上の旅行内入率
- ⑨ 主たる業種・特種旅行の旅行内入率
- ⑩ 主たる業種・特種旅行の旅行内入率
- ⑪ 主たる業種・特種旅行の旅行内入率
- ⑫ 主たる業種・特種旅行の旅行内入率
- ⑬ 主たる業種・特種旅行の旅行内入率
- ⑭ 主たる業種・特種旅行の旅行内入率
- ⑮ 主たる業種・特種旅行の旅行内入率
- ⑯ 主たる業種・特種旅行の旅行内入率
- ⑰ 主たる業種・特種旅行の旅行内入率
- ⑱ 主たる業種・特種旅行の旅行内入率
- ⑲ 主たる業種・特種旅行の旅行内入率
- ⑳ 主たる業種・特種旅行の旅行内入率
- ㉑ 主たる業種・特種旅行の旅行内入率
- ㉒ 主たる業種・特種旅行の旅行内入率
- ㉓ 主たる業種・特種旅行の旅行内入率
- ㉔ 主たる業種・特種旅行の旅行内入率
- ㉕ 主たる業種・特種旅行の旅行内入率
- ㉖ 主たる業種・特種旅行の旅行内入率
- ㉗ 主たる業種・特種旅行の旅行内入率
- ㉘ 主たる業種・特種旅行の旅行内入率
- ㉙ 主たる業種・特種旅行の旅行内入率
- ㉚ 主たる業種・特種旅行の旅行内入率
- ㉛ 主たる業種・特種旅行の旅行内入率
- ㉜ 主たる業種・特種旅行の旅行内入率
- ㉝ 主たる業種・特種旅行の旅行内入率
- ㉞ 主たる業種・特種旅行の旅行内入率
- ㉟ 主たる業種・特種旅行の旅行内入率
- ㊱ 主たる業種・特種旅行の旅行内入率
- ㊲ 主たる業種・特種旅行の旅行内入率
- ㊳ 主たる業種・特種旅行の旅行内入率
- ㊴ 主たる業種・特種旅行の旅行内入率
- ㊵ 主たる業種・特種旅行の旅行内入率
- ㊶ 主たる業種・特種旅行の旅行内入率
- ㊷ 主たる業種・特種旅行の旅行内入率
- ㊸ 主たる業種・特種旅行の旅行内入率
- ㊹ 主たる業種・特種旅行の旅行内入率
- ㊺ 主たる業種・特種旅行の旅行内入率
- ㊻ 主たる業種・特種旅行の旅行内入率
- ㊼ 主たる業種・特種旅行の旅行内入率
- ㊽ 主たる業種・特種旅行の旅行内入率
- ㊾ 主たる業種・特種旅行の旅行内入率
- ㊿ 主たる業種・特種旅行の旅行内入率

4 更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）※抜粋

第四章 生活環境の調整

（収容中の者に対する生活環境の調整）

第八十二条 保護観察所の長は、刑の執行のため刑事施設に収容されている者又は刑若しくは保護処分の執行のため少年院に収容されている者（以下「収容中の者」と総称する。）について、その社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、その者の家族その他の関係人を訪問して協力を求めることその他の方法により、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うものとする。

2 地方委員会は、前項の規定による調整が有効かつ適切に行われるよう、保護観察所の長に対し、調整を行うべき住居、就業先その他の生活環境に関する事項について必要な指導及び助言を行うほか、同項の規定による調整が複数の保護観察所において行われる場合における当該保護観察所相互間の連絡調整を行うものとする。

3 地方委員会は、前項の措置をとるに当たって必要があると認めるときは、収容中の者との面接、関係人に対する質問その他の方法により、調査を行うことができる。

4 第二十五条第二項及び第三十六条第二項の規定は、前項の調査について準用する。

（保護観察付執行猶予の裁判確定前の生活環境の調整）

第八十三条 保護観察所の長は、刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者について、保護観察を円滑に開始するため必要があると認めるときは、その者の同意を得て、前条第一項に規定する方法により、その者の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うことができる。

（勾留中の被疑者に対する生活環境の調整）

第八十三条の二 保護観察所の長は、勾留されている被疑者であつて検察官が罪を犯したと認めたものについて、身体の拘束を解かれた場合の社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、その者の同意を得て、第八十二条第一項に規定する方法により、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うことができる。

2 保護観察所の長は、前項の規定による調整を行うに当たっては、同項の被疑者の刑事上の手続に関与している検察官の意見を聴かなければならない。

3 保護観察所の長は、前項に規定する検察官が捜査に支障を生ずるおそれがあり相当でない旨の意見を述べたときは、第一項の規定による調整を行うことができない。

（準用）

第八十四条 第六十一条第一項の規定は、第八十二条第一項、第八十三条及び前条第一項の規定による措置について準用する。

第五章 更生緊急保護等

第一節 更生緊急保護

（更生緊急保護）

第八十五条 この節において「更生緊急保護」とは、次に掲げる者が、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族からの援助を受けることができず、若しくは公共の衛生福祉に関する機関その他の機関から医療、宿泊、職業その他の保護を受けることができない場合又はこれらの援助若しくは保護のみによっては改善更生することができないと認められる場合に、緊急に、その者に対し、金品を給与し、又は貸与し、宿泊場所を供与し、宿泊場所への帰住、医療、療養、就職又は教

養訓練を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導を行い、生活環境の改善又は調整を図ること等により、その者が進んで法律を守る善良な社会の一員となることを援護し、その速やかな改善更生を保護することをいう。

- 一 拘禁刑又は拘留の刑の執行を終わった者
 - 二 拘禁刑又は拘留の刑の執行の免除を得た者
 - 三 拘禁刑につき刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者
 - 四 前号に掲げる者のほか、拘禁刑につき刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、保護観察に付されなかった者
 - 五 拘禁刑につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中保護観察に付されなかった者であって、その刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わったもの
 - 六 検察官が直ちに訴追を必要としないと認めた者
 - 七 罰金又は科料の言渡しを受けた者
 - 八 労役場から出場し、又は仮出場を許された者
 - 九 少年院から退院し、又は仮退院を許された者（保護観察に付されている者を除く。）
- 2 更生緊急保護は、その対象となる者の改善更生のために必要な限度で、国の責任において、行うものとする。
 - 3 更生緊急保護は、保護観察所の長が、自ら行い、又は更生保護事業法の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者に委託して行うものとする。
 - 4 更生緊急保護は、その対象となる者が刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後六月を超えない範囲内において、その意思に反しない場合に限り、行うものとする。ただし、その者の改善更生を保護するため特に必要があると認められるときは、第一項の措置のうち、金品の給与又は貸与及び宿泊場所の供与については更に六月を、その他のものについては更に一年六月を、それぞれ超えない範囲内において、これを行うことができる。
 - 5 更生緊急保護を行うに当たっては、その対象となる者が公共の衛生福祉に関する機関その他の機関から必要な保護を受けることができるようあつせんするとともに、更生緊急保護の効率化に努めて、その期間の短縮と費用の節減を図らなければならない。
 - 6 更生緊急保護に関し職業のあつせんの必要があると認められるときは、公共職業安定所は、更生緊急保護を行う者の協力を得て、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の規定に基づき、更生緊急保護の対象となる者の能力に適当な職業をあつせんすることに努めるものとする。
（更生緊急保護の開始等）

第八十六条 更生緊急保護は、前条第一項各号に掲げる者の申出があつた場合において、保護観察所の長がその必要があると認めたときに限り、行うものとする。収容中の者から申出があり、その者が同項第一号、第二号、第五号又は第九号に掲げる者（第八十八条の二において「刑執行終了者等」という。）に該当することとなつた場合において、保護観察所の長が必要があると認めたときも、同様とする。

- 2 検察官、刑事施設の長又は少年院の長は、前条第一項各号に掲げる者について、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解く場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、この節に定める更生緊急保護の制度及び申出の手続について教示しなければならない。収容中の者について、必要があると認めるときも、同様とする。
- 3 保護観察所の長は、更生緊急保護を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、その申出をし

た者の刑事上の手続に關与した検察官又はその者が収容されていた刑事施設（労役場に留置されていた場合には、当該労役場が附置された刑事施設）の長若しくは少年院の長の意見を聴かなければならない。ただし、仮釈放の期間の満了によって前条第一項第一号に該当した者又は仮退院の終了により同項第九号に該当した者については、この限りでない。

（費用の支弁）

第八十七条 国は、法務大臣が財務大臣と協議して定める基準に従い、第八十五条第三項の規定による委託によって生ずる費用を支弁する。

2 前項に規定する委託は、同項の規定により国が支弁する金額が予算の金額を超えない範囲内においてしなければならない。

第二節 刑執行停止中の者に対する措置

第八十八条 保護観察所の長は、刑事訴訟法第四百八十条又は第四百八十二条の規定により刑の執行を停止されている者について、検察官の請求があったときは、その者に対し、第五十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第五十八条、第六十一条及び第六十二条の規定の例により、適当と認める指導監督、補導援護並びに応急の救護及びその援護の措置をとることができる。

第五章の二 更生保護に関するその他の援助

（刑執行終了者等に対する援助）

第八十八条の二 保護観察所の長は、刑執行終了者等の改善更生を図るため必要があると認めるときは、その者の意思に反しないことを確認した上で、その者に対し、更生保護に関する専門的知識を活用し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うことができる。

（更生保護に関する地域援助）

第八十八条の三 保護観察所の長は、地域社会における犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生並びに犯罪の予防に寄与するため、地域住民又は関係機関等からの相談に応じ、更生保護に関する専門的知識を活用し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うものとする。

5 用語解説

▶「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」

広島県行政の全体方針や構想を示す計画。計画期間は10年間（令和3年度～令和12年度）。令和8年7月改定。

▶起訴猶予

不起訴処分のうち、犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯罪の重軽及び情状並びに犯罪後の状況等により訴追しないもの

▶矯正施設

法務省の設置する刑事施設、少年院、少年鑑別所の総称

▶協力雇用主

犯罪・非行をした者を、事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主

▶居住サポート住宅

住宅確保要配慮者向けに、家主と居住支援法人などが連携し、安否確認や見守りサポートなどのサポートを提供する住宅

▶居住支援協議会

住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅へ円滑に入居するための方策を協議することを目的に、地方公共団体、居住支援法人、不動産関係団体等で組織された協議会

▶刑事施設

刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称。懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者や刑事訴訟法の規定により拘留される者等を収容し、必要な処遇を行う施設

▶刑事司法機関

犯罪の捜査、起訴、裁判、刑罰の執行や矯正、更生保護を行う機関で、警察、検察庁、裁判所、刑務所、保護観察所の総称

▶刑事司法手続き

犯罪をした人等に対する、検察、裁判、矯正処遇及び保護観察処遇までの一連の手続き

▶拘禁刑

刑事施設に拘置して、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行う自由刑、令和4年6月に刑法等の一部を改正する法律が成立し、懲役刑及び禁錮刑に代わって創設

▶更生緊急保護

刑事上の手続き及び保護処分による身体の拘束を解かれた人のうち、親族からの援助や 公共の衛生福祉に関する機関等からの保護を受けることができない場合などに、本人の申出により、緊急的に、宿泊場所の供与や帰住援助、金品の給貸与等必要な援助や保護の措置

▶更生支援

犯罪・非行をした者が円滑に社会復帰することができるように支援する活動、立ち直り支援

▶更生保護

犯罪・非行をした者を保護観察等により社会の中で適切に処遇することにより、改善更生することを助ける取組や犯罪予防活動

▶更生保護サポートセンター

保護司が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点

▶更生保護施設・自立準備ホーム

保護観察所の委託により、一定期間、犯罪・非行をした者に対し宿泊場所や食事の提供等を行う施設

▶更生保護女性会

地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体

▶執行猶予

刑事事件において有罪判決が下される際に、一定期間、刑の執行を猶予する判決

▶社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい地域社会を築こうとする法務省主唱の運動

▶住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など、住居の確保に特に配慮を必要とする人

▶住宅セーフティーネット法

住宅確保要配慮者が安心して賃貸住宅に入居できるようにするための施策を進め、誰もが安心して暮らせる社会を実現することを目的とした法律

▶少年院

家庭裁判所の審判において少年院送致の決定がなされた少年等を収容し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う施設

▶少年鑑別所

家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、観護措置の決定により送致された少年等を収容し、健全な育成のための支援を含む観護処遇を行うことを所掌業務として行う施設

▶少年サポートセンター

非行少年等の相談・居場所づくり・立ち直り支援を実施する警察職員等の活動拠点

▶生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある人に対して、生活保護に至る前の段階での自立に向けた包括的な支援を行う制度

▶地域共生社会

地域住民等が互いに見守り支え合い、年齢や性別、障害の有無等に関わりなく、誰もが安心していきいきと暮らしていける地域社会

▶地域生活定着支援センター

高齢又は障害により福祉的な支援等を必要とする矯正施設出所者等に対し、出所後直ちに福祉サービス等が利用できるよう調整を実施する機関。全都道府県に設置

▶地域による包摂

犯罪や非行をした人、高齢者、障害者、孤立しがちの住民等が地域で孤立せず、一員として安定した暮らしを送れるように支え合う取組

▶特定非営利活動法人就労支援事業者機構

協力雇用主を中心に、事業者の立場から犯罪をした人等の就労支援を通じ、円滑な社会復帰と安全な地域社会を実現することを目的として活動する団体

▶特別刑法

覚醒剤取締法などの刑法以外の刑罰法規

▶特別調整

受刑者等のうち、適当な帰宅先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が、矯正施設出所後に、福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター等の関係機関が連携して、矯正施設在所中から必要な調整を行い出所後の支援につなげる取組

▶「第2期広島県地域福祉支援計画」

広島県の地域共生社会実現に向けた取組を推進するための計画。計画期間は、6年間（令和6年度～令和11年度）

▶BBS (Big Brothers and Sisters) 会

非行のある少年や悩みを持つ子供たちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等を行うボランティア団体

▶「『減らそう犯罪』第6期ひろしまアクション・プラン」

「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動の方向性を定め、目標を達成するための行動計画。計画期間は5年間（令和8年～令和12年）

▶法務少年支援センター

少年鑑別所が、非行・犯罪に関する問題や、思春期の子供たちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動の支援等を行う際に使用する名称

▶保護観察

犯罪・非行をした者に対し、法律や裁判等で定められた期間、社会の中で保護観察官及び保護司による指導・支援を行う処遇

▶保護司

犯罪・非行をした者の立ち直りを支えるボランティアであり、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員

▶よりそい弁護士制度

弁護士が罪に問われた人の社会復帰や再犯防止のために相談や支援活動に当たる制度

矯正施設・保護観察所等の関係機関、更生支援に関わる個人・団体、本人・家族などからの申込みに応じて、弁護士が相談や支援活動

6 検討経緯

(1) 広島県再犯防止推進連絡会議

○ 会員名簿

区分	連絡会議構成組織
県	環境県民局 県民活動課
	健康福祉局 こども家庭課
	健康福祉局 健康対策課
	健康福祉局 薬務課
	健康福祉局 地域共生社会推進課
	健康福祉局 社会援護課
	健康福祉局 障害者支援課
	商工労働局 雇用労働政策課
	土木建築局 住宅課
	教育委員会事務局学びの変革推進部 豊かな心と身体育成課
	警察本部生活安全部 生活安全総務課
国	広島保護観察所
	広島矯正管区総務企画部 更生支援企画課
	広島刑務所調査・支援部
	広島法務少年支援センター
	広島地方検察庁
	広島労働局職業安定部
市町	広島市市民局 市民安全推進課
	北広島町 人権・生活総合相談センター
民間	公益社団法人広島県社会福祉士会
	広島県地域生活定着支援センター
	広島弁護士会
	広島県保護司会連合会
	広島県更生保護女性連盟
	特定非営利活動法人広島県就労支援事業者機構
	広島県 BBS 連盟

(令和8年4月現在)

○ 広島県再犯防止推進連絡会議開催状況

令和8年3月（書面開催） 骨子案の審議

令和8年8月（予定） 素案の審議

(2) 広島県議会

令和8年7月17日 生活福祉保健委員会で骨子案の審議

令和8年8月19日 生活福祉保健委員会で素案の審議

令和8年9月（予定） 生活福祉保健委員会で計画案の審議

(3) 県民意見募集（パブリックコメント）の実施

区 分	内 容
実施期間	令和8年8月下旬～令和8年9月下旬（予定）
公表場所	県庁行政情報コーナー、県庁環境県民局県民活動課、 県の各厚生環境事務所・支所（厚生課・厚生保健課）、 県ホームページ
募集した意見	「第2次広島県再犯防止推進計画～更生支援の推進～」 《素案》に対する御意見
意見の提出方法	郵便、ファックス、電子メール、電子申請
意見の提出人数	人